

審 査 基 準

基準の名称	障害者就業・生活支援センター指定審査基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
障害者の雇用の促進等に関する法律	27	障害者就業・生活支援センターの指定
基 準 の 内 容		
<p>申請者が、以下に掲げる事項のいずれにも適合する場合に指定を行う。</p> <p>(1) 法第28条に規定する業務に必要な職員を配置している又は確実に配置できるなど、事業の実施のために必要な体制が確保できると認められること。</p> <p>(2) 事業を行うに十分な財政的基礎を有すること。十分な自主財源を有する場合以外は、国からの「障害者就業・生活支援センター事業（雇用安定等事業）」の委託及び県からの「障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）」の委託を受けている、又は受ける見込みがあること。</p> <p>(3) センターが活動を行う地域に係る公共職業安定所、徳島障害者職業センター、徳島高齢・障害者雇用支援センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校、精神保健福祉センターその他の関係機関との円滑な連携が可能と認められること。</p> <p>(4) 支援対象障害者を継続して確保できる見通しがあること。</p> <p>(5) 基礎訓練の実施体制が適切であること。具体的には、基礎訓練を行うための併設施設又は提携施設を確保しており、当該施設等において基礎訓練を適正かつ確実に行うことができると認められるものであること。</p> <p>(6) 職業準備訓練及び職場実習のあっせん及びその対象者への支援の実施体制が適切であること。具体的には、職業準備訓練及び職場実習中の支援、職場定着支援等のための人的体制が確保されていること、職業準備訓練及び職場実習の協力事業所の確保の見通しがあること。</p> <p>(7) 職業準備訓練又は職場実習の修了者の雇用の場の確保の見通しがあること。</p> <p>(8) 障害者の就業及び生活に関する支援活動の実績があること。具体的には、次の要件を満たすこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 当該法人の支援を受けた障害者で就職した者が過去3年間で、通常センター（主任就業支援担当者及び就業支援担当者を配置するセンターをいう。以下同じ。）においては10名以上であるか、又はこれに準じるものであること、小規模センター（就業支援担当者のみを配置するセンターをいう。以下同じ。）においては5名以上であるか、又はこれに準じるものであること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 当該法人の支援の対象者について事業所等に依頼して行われた職場実習が過去3年間で、通常センターにおいては20件以上であるか、又はこれに準じるものであること、小規模センターにおいては10件以上であるか、又はこれに準じるものであること。</p> <p>(9) 地元自治体の積極的関与があること。</p> <p>(10) 障害者雇用率を達成していること。（不足数が0であること。）</p> <p>(11) 公益法人にあっては、本事業を受託した場合において、国からの補助金、委託費等（本事業に係るものを含む。）が、当該法人の年間収入の3分の2を下回る見込みであること。</p> <p>(12) 法人の運営に関し特段の問題が認められないこと。</p>		